

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定によって公告する。

平成22年2月25日

広島県教育委員会教育長 榎 田 好 一

#### 教決第1号

1 調達件名

広島県立図書館情報提供システム整備事業

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県立図書館

(2) 所在地

広島市中区千田町三丁目7番47号

3 契約の相手方を決定した日

平成21年12月28日

4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社富士通ビジネスシステム中四国支店

(2) 所在地

広島市南区段原南一丁目3番53号

5 契約金額

124,625,088円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第10条第1項第1号該当